

運河ルネサンス推進地区の指定

【地区名】

運河ルネサンス豊洲地区

【位置】

図1のとおり

【区域】(図2参照)

江東区豊洲一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、
同五丁目、同六丁目の一部
豊洲運河の一部、東雲運河の一部、春海運河の一部



運河ルネサンス豊洲地区
(豊洲・東雲・春海運河周辺)

(図1) 運河ルネサンス推進地区位置図

【運河ルネサンスの推進方針】(図2参照)

1 水上施設の立地に関する方針

- 豊洲の個性あふれる水辺の魅力や水辺のにぎわいの創出に寄与する施設を立地する。
 - ・ 水上施設の立地を推進する水域は、区域内運河のうち航路(運河中心より可航幅員の2分の1までの範囲)を除いた部分(図2参照)とする。
 - ・ 立地を推進する施設は、次のとおりとする。
 - レクリエーションボート乗り場
 - 体験・学習・教育関連施設
 - 水辺活動の交流拠点施設

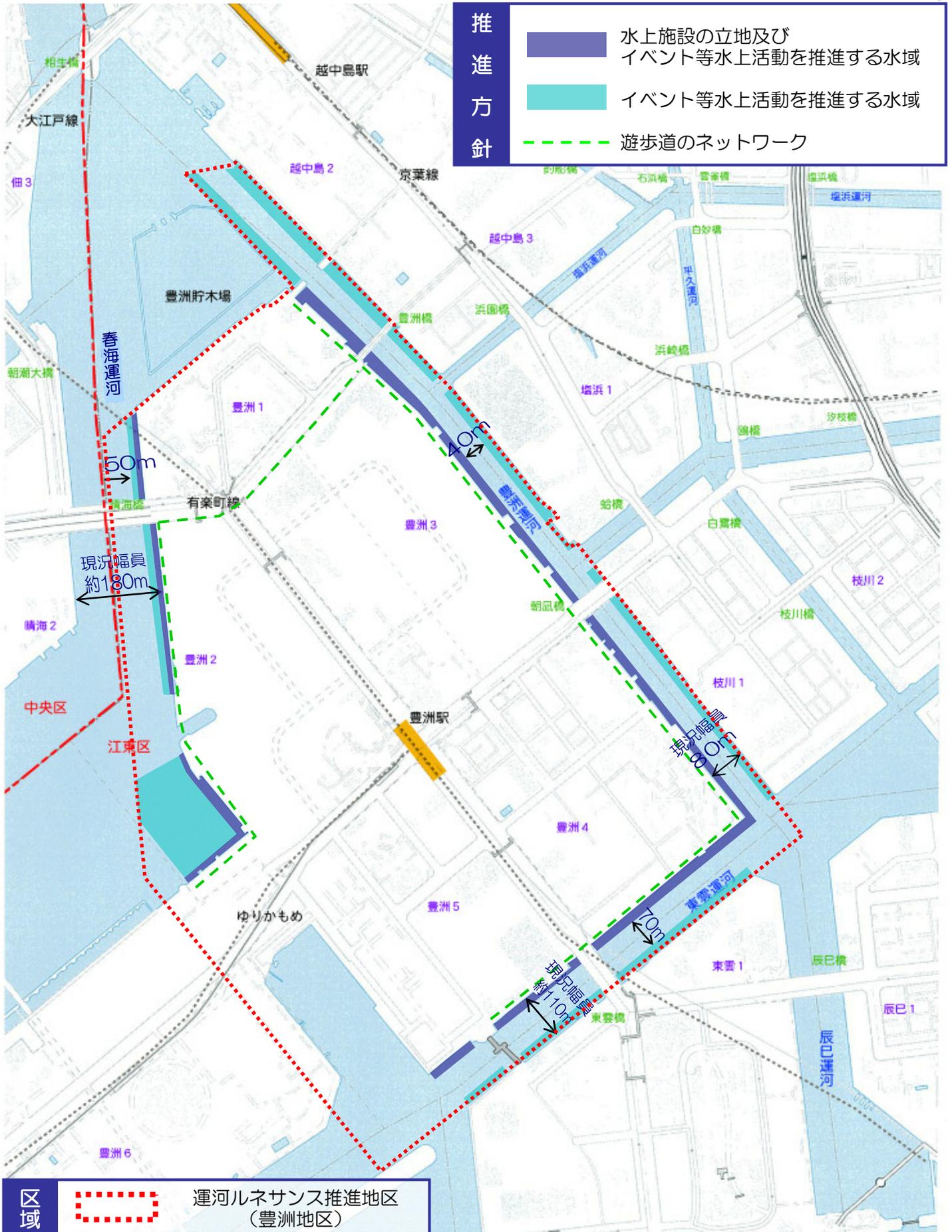
2 施設の整備・景観形成等に関する方針

- 人々が水辺を楽しみ、水辺に親しみ、水辺の豊かな自然と触れ合えるように、地域と行政(地元区、都)が連携を図って安全に安心して楽しく近づける運河・遊歩道の管理を行う。また、未整備部分の護岸や運河沿い遊歩道の整備及び橋で分断された遊歩道の連続化など、都と地元区が連携して地区全体の回遊性を確保する。
- 民間等により新しく整備するさん橋などの施設は、災害時の利用に配慮した計画とする。
- 地元区等による運河沿いの緑化や橋等のランドマークのライトアップや遊歩道上のベンチ、照明、案内表示等のデザインの統一など魅力ある水域景観の創造を推進する。

3 地域の交流活性化に対する支援の方針

- 一時的なイベント等には、関係機関等と調整の上、航路内水域等も利用できることとし、イベント等の運営が円滑に行われるよう支援をする。
- 運河まつりなどのイベントに際しては、ホームページなどでPRするなどの後援活動を行う。

(図2) 運河ルネサンス豊洲地区の「区域」及び「推進方針」



※ 推進地区内においても「水上施設の立地及びイベント等水上活動を推進する水域」を利用するためには、別途関係機関等との調整、手続が必要